



令和7年度

第2回 佐伯市地域自立支援協議会

第2回 佐伯市障がい者計画等策定委員会



—完全参加と平等—

令和8年3月23日（月）

佐伯市地域自立支援協議会及び
佐伯市障がい者計画等策定委員会委員

(任期 令和9年3月31日まで)

	団 体 名 称 等	氏 名	備考
1	げんきファーム 施設長	五 島 俊 雄	
2	太陽農園 施設長	柴 田 徹 也	会長
3	佐伯市身体障害者福祉協議会 会長	小 野 正 勝	
4	佐伯手をつなぐ育成会 会長	雨 宮 洋 子	
5	番匠の里保護者会 会長	勝 田 恵 光	
6	番匠の里 施設長	藤 田 淳 実	
7	多機能型事業所ジョイントリー 管理者	山 村 徹 太 郎	
8	清流の郷 施設長	古 田 智	
9	のびのびランド 施設長	後 藤 馨	
10	児童発達支援センターつぼみ 管理者	田 村 美 貴	
11	大分県なおみ園 園長	真 川 和 幸	
12	さつき園中江 施設長	工 藤 豊 広	副会長
13	虹の翼 理事長	田 中 努	
14	清望会 理事長	青 木 清一郎	
15	じゆう咲く 代表理事	疋 田 秀 美	
16	佐伯市社会福祉協議会 代表	大 石 ゆかり	
17	佐伯市民生児童委員協議会 会長	西 嶋 信 子	
18	佐伯市医師会 代表	簀 戸 聖 子	
19	大分県南部保健所 所長	林 下 陽 二	
20	佐伯公共職業安定所 所長	徳 丸 暁 洋	
21	大分県立佐伯支援学校 教頭	利 光 直 美	
22	佐伯商工会議所 専務理事	岩 崎 栄	
23	佐伯市区長会連合会 会長	宮 崎 正 豊	
24	佐伯市福祉保健部 部長	加 藤 壮 二	
25	佐伯市教育委員会学校教育課 課長	柳 井 慎 也	

**令和 7 年度
第 2 回佐伯市地域自立支援協議会
第 2 回佐伯市障がい者計画等策定委員会**

と き 令和 8 年 3 月 23 日 (木)
午後 3 時～
ところ 佐伯市役所 6 階 大会議室

(次 第)

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

【佐伯市地域自立支援協議会】

- ① 基幹相談支援センターの令和 7 年度活動報告について
- ② 専門部会の令和 7 年度活動報告及び提案事項について
- ③ サービス等利用計画部会からの要望に対する回答について
- ④ 令和 7 年度佐伯市協議の場について
- ⑤ 地域生活・権利擁護部会からの要望について
- ⑥ 新たに開設された事業所について
- ⑦ その他

【佐伯市障がい者計画等策定委員会】

- ① 佐伯市障がい福祉計画（第 7 期）等の実績見込みについて

4 閉会

令和 7 年度 基幹相談支援センター「すきっぷ」事業実績報告

事業項目	事業の目的・取組結果
1. 総合的・専門的な相談支援の実施	<p>【目的】 障がいの種別や各種のニーズに対応できる、総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。</p> <p>【取組結果】 ○障がい福祉サービスの利用支援（情報提供、相談・調整等） ○社会資源を活用するための支援 ○その他の生活全般に関する相談支援</p> <p>【別紙参照】</p>
2. 自立支援協議会を通じた地域づくりの取組	<p>【目的】 自立支援協議会事務局として参画し、個々の困りごとから把握したニーズを地域課題として整理し、自立支援協議会にて解決に向けた取り組みを行います。</p> <p>【取組結果】 ○自立支援協議会専門部会事務局の共同運営 ○自立支援協議会専門部会の伴走支援 ☆その他、地域課題解決の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局会議 年 6 回 ・各部会事前打合せ 年 36 回 ・各部会開催 年 36 回 ・定例会及び協議会 年各 2 回
3. 地域の相談支援体制の強化の取り組み	<p>【目的】 障害者の地域生活を支える相談支援体制を充実させることを目的に、中核的な役割を担います。</p> <p>【取組結果】 ○地域の相談機関との連携強化の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの関係機関への周知 <p>○地域の相談支援事業者の人材育成支援（研修・事例検討会）</p> <p>☆研修会主催 相談支援について「初心にかえる～考え、高め合う」 講師：とよみ園 陶山 武尊氏 参加者：22 名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討 6 事例（複合的課題を含む） <p>自立支援協議会の各専門部会にて</p>

事業項目	事業の目的・取組結果
4. 地域移行・地域定着の促進	<p>【目的】 市や関係機関と協力して、障害者支援施設や精神科病院等に入所、入院している人の地域移行に向けた、地域移行支援、地域定着支援の促進に取り組めます。</p> <p>【取組結果】 ○精神科から地域移行を行ったケース 延べ3件 ○障がい者支援施設、精神病院への地域移行へ向けた普及活動 ○地域生活体制整備のコーディネート</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい者地域移行支援協議会・実務者研修会 ・にも包括の構築推進研修 ・県のアドバイザー派遣事業利用
5. 研修会・学習会への参加、並びに関係会議への参加	<p>【目的】 相談員が持つべき知識・技能・能力を向上させることや、他機関等との情報連携を目的とし、各種の研修会等に参加して、相談支援の質の向上に努めます。</p> <p>【取組結果】参加状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども特別支援ネットワーク会議 ・スクールメンタルケア推進充実事業運営協議会 ・医療的ケア児コーディネーター養成研修会 ・医療的ケア児等支援推進会議 ・巡回療育相談会 ・生活困窮者支援連絡会議 ・医療と福祉の相互理解に向けた研修会 ・地域かかりつけ医精神科医連携会議 ・自殺未遂者等支援機関の連携会議 ・稼働能力判定会議 ・親なきあと相談支援者連携会議 ・九州地区障がい者相談支援事業合同研修会 ・基幹相談支援センター・地域生活拠点等勉強会

事業項目	事業の目的・取組結果
6. 権利擁護・虐待の防止	<p>【目的】</p> <p>市や関係機関と協力し、障がいのある方の権利擁護を進めるために研修会や成年後見制度等の普及啓発に努めます。</p> <p>【取組結果】</p> <p>○成年後見制度についての情報提供や市長申し立ての必要なケースへの相談支援</p> <p>○虐待防止センターや成年後見支援センターと連携しての個別ケース対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援による虐待の発見、成年後見制度の提案 <p>☆研修会主催</p> <p>虐待・権利擁護について「自分自身の支援を振り返る」</p> <p>講師：おとなり 加藤 智恵美氏 参加者：25名</p>
その他	<p>【取組結果】</p> <p>○すきっぷの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレット配布 ・SNS（インスタグラム）を活用 <p>○すきっぷ会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に1回、または2ヶ月に1回開催 年6回 <p>○月末会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月に1回開催 年12回 <p>○各福祉サービス事業所の催しのPR</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PRの依頼があれば、SNSやポスター掲示等に対応 <p>○福祉事業所物品販売およびPR準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和楽（じゃんぷ・すきっぷ内）に福祉事業所の製作物や食品等を置き、販売

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告
(すきっぷ：令和7年4月～令和8年1月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ~8:30	午前 8:30~	午後 12:00~	夜間 17:15~	合計	
会議	個別調整会議		25	33	2	60	
	その他の会議		54	110	67	231	
相談 ・ 援助	訪問	単 独	3	55	64		122
		合 同		31	35		66
	来 所	単 独		52	76		128
		合 同		21	29	1	51
	電 話	利用者	2	160	268	4	434
		行政機関		171	236		407
		関係機関	3	366	456	2	827
	電子メール	利用者	3	52	46	2	103
行政機関							
その他必要な支援等（通院同行等）			49	31		80	
連絡調整	利用者	3	89	116	1	209	
	行政機関		44	75		119	
	関係機関		179	231	1	411	
資料等の作成	相談記録		913	1,260		2,173	
	調整会議等資料作成		20	54		74	
	その他		56	74		130	
合 計		14	2,337	3,194	80	5,625	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	137	304	279	1	330	12	28	275	1,366
2 障害や病状の理解に関する相談		6	10		1				17
3 健康管理・服薬管理相談		6	3						9
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	4	30	32		35		2	25	128
5 子育て・教育・療育に関する相談	3		3		4				10
6 家族・対人関係に関する相談		7	2						9
7 家計・経済に関する相談	2								2
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談	6	17	35		12	29	4	14	117
10 社会参加・余暇活動に関する相談		1	4		1				6
11 権利擁護・成年後見		1	1					1	3
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）		1						1	2
13 財産・金銭管理に関わる相談	4		6		7		8	19	44
14 家族支援に関する相談		19	6	1			16	52	94
15 福祉用具に関する相談	15							1	16
16 手帳・年金申請等	9	1	5		3		7	18	43
17 介護等									
18 日常生活支援	5	9	20		11		14	27	86
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 その他	14	7	62		16		18	149	266
合 計	199	409	468	2	420	41	97	582	2,218
合計の実人員（障害者）	61	51	144	1	32	13	52	214	568
合計の実人員（障害児）		21	8	1	73		1	2	106

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告

(清流の郷：令和7年4月～令和8年1月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計	
会議	個別調整会議		4	7		11	
	その他の会議		17	34	23	74	
相談 ・ 援助	訪問	単 独	15	27		42	
		合 同	7	4		11	
	来 所	単 独		12	18		30
		合 同		2	6		8
	電 話	利用者		16	50		66
		行政機関		29	40		69
		関係機関		78	93		171
	電子メール	利用者			2		2
行政機関							
その他必要な支援等（通院同行等）			4	3		7	
連絡調整	利用者		14	23		37	
	行政機関		15	22		37	
	関係機関		55	74		129	
資料等の作成	相談記録		139	263		402	
	調整会議等資料作成		4	7		11	
	その他		13	14		27	
合 計			424	687	23	1,134	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等	137		70		3	3		19	232
2 障害や病状の理解に関する相談			1						1
3 健康管理・服薬管理相談			3						3
4 不安の解消・情緒安定に関する相談	4		5						9
5 子育て・教育・療育に関する相談	3				1				4
6 家族・対人関係に関する相談									
7 家計・経済に関する相談	2								2
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談	6	5	25			29			65
10 社会参加・余暇活動に関する相談			3						3
11 権利擁護・成年後見									
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）									
13 財産・金銭管理に関わる相談	4		3						7
14 家族支援に関する相談			1	1					2
15 福祉用具に関する相談	15							1	16
16 手帳・年金申請等	9		4		1			5	19
17 介護等									
18 日常生活支援	5		1						6
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 その他	14	5	11					7	37
合 計	199	10	127	1	5	32		32	406
合計の実人員（障害者）	61	5	41	1		10		12	130
合計の実人員（障害児）					5				5

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告

(ライフネット：令和7年4月～令和8年1月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ～8:30	午前 8:30～	午後 12:00～	夜間 17:15～	合計	
会議	個別調整会議		11	18	1	30	
	その他の会議		15	51	26	92	
相談 ・ 援助	訪問	単 独	1	15	10	26	
		合 同		20	24	44	
	来 所	単 独		7	14	21	
		合 同		15	19	34	
	電 話	利用者	2	86	108	1	197
		行政機関		72	106		178
		関係機関		140	186	1	327
	電子メール	利用者	3	37	38	2	80
行政機関							
その他必要な支援等（通院同行等）			26	14		40	
連絡調整	利用者	3	59	47	1	110	
	行政機関		22	29		51	
	関係機関		94	85	1	180	
資料等の作成	相談記録		486	420		906	
	調整会議等資料作成		9	13		22	
	その他		34	34		68	
合 計		9	1,148	1,216	33	2,406	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等		4	118		8	9	28	248	415
2 障害や病状の理解に関する相談									
3 健康管理・服薬管理相談									
4 不安の解消・情緒安定に関する相談			15		31		2	22	70
5 子育て・教育・療育に関する相談									
6 家族・対人関係に関する相談									
7 家計・経済に関する相談									
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談			10		5		4	14	33
10 社会参加・余暇活動に関する相談			1						1
11 権利擁護・成年後見			1					1	2
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）								1	1
13 財産・金銭管理に関わる相談			1		7		8	19	35
14 家族支援に関する相談			5				16	52	73
15 福祉用具に関する相談									
16 手帳・年金申請等			1		2		7	13	23
17 介護等									
18 日常生活支援			13		11		14	27	65
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 その他		2	51		16		18	142	229
合 計		6	216		80	9	97	539	947
合計の実人員（障害者）		3	93		27	3	52	200	378
合計の実人員（障害児）			3		1		1	1	6

佐伯市障がい者相談支援センター 相談支援事業 活動報告

(まるまる：令和7年4月～令和8年1月)

1. 活動内容・時間帯別の件数

(単位：件)

活動項目		早朝 ~8:30	午前 8:30~	午後 12:00~	夜間 17:15~	合計	
会議	個別調整会議		10	8	1	19	
	その他の会議		22	25	18	65	
相談 ・ 援助	訪問	単 独	2	25	27		54
		合 同		4	7		11
	来 所	単 独		33	44		77
		合 同		4	4	1	9
	電 話	利用者		58	110	3	171
		行政機関		70	90		160
		関係機関	3	148	177	1	329
	電子メール	利用者		15	6		21
行政機関							
その他必要な支援等（通院同行等）			19	14		33	
連絡調整	利用者		16	46		62	
	行政機関		7	24		31	
	関係機関		30	72		102	
資料等の作成	相談記録		288	577		865	
	調整会議等資料作成		7	34		41	
	その他		9	26		35	
合 計		5	765	1,291	24	2,085	

2. 障害別相談件数

相談内容	障 害 区 分 等								合計
	身体障害	知的障害	精神障害	重症心身障害	発達障害	難 病	家族等	その他	
1 福祉サービス利用等		300	91	1	319			8	719
2 障害や病状の理解に関する相談		6	9		1				16
3 健康管理・服薬管理相談		6							6
4 不安の解消・情緒安定に関する相談		30	12		4			3	49
5 子育て・教育・療育に関する相談			3		3				6
6 家族・対人関係に関する相談		7	2						9
7 家計・経済に関する相談									
8 生活技術に関する相談									
9 就労に関わる相談		12			7				19
10 社会参加・余暇活動に関する相談		1			1				2
11 権利擁護・成年後見		1							1
12 居住支援（住宅環境・改造等含む）		1							1
13 財産・金銭管理に関わる相談			2						2
14 家族支援に関する相談		19							19
15 福祉用具に関する相談									
16 手帳・年金申請等		1							1
17 介護等									
18 日常生活支援		9	6						15
19 コミュニケーション支援									
20 移動（屋内・屋外）									
21 サービス苦情に関する相談									
22 その他									
合 計		393	125	1	335			11	865
合計の実人員（障害者）		43	10		5			2	60
合計の実人員（障害児）		21	5	1	67			1	95

市内障がい者施設事業所、佐伯市社会福祉協議会
 総務課 総務・人権・男女共同参画係 計19人

- (1) 当事者の意見を取り入れた、障がい者向け防災パンフレットの作成
- (2) 佐伯市の交通に関する現状・課題・対策の検討
- (3) 親なきあとから見えてくる、障がい者の権利擁護の推進
 (「協議の場」の課題を含む)

開催日	内容
1回	5月29日 年間計画の内容について協議
2回	6月19日 当事者の意見を取り入れた障がい者向け防災パンフレット作成①
3回	7月17日 当事者の意見を取り入れた障がい者向け防災パンフレット作成②
4回	8月21日 当事者の意見を取り入れた障がい者向け防災パンフレット作成③ ユニバーサルシートの必要性について検討
5回	10月2日 当事者の意見を取り入れた障がい者向け防災パンフレット作成④ (当事者意見を踏まえた検討)
6回	10月23日 佐伯市の交通に関する現状についての説明会 当事者の意見を取り入れた障がい者向け防災パンフレット作成⑤ (最終確認)
7回	11月7日 「虐待・権利擁護について」研修会参加 (佐伯市基幹相談支援センター主催の研修会)
8回	12月18日 事例検討：虐待、親なきあと事例から権利擁護について検討 ユニバーサルシート設置に向けての要望書提出について検討
9回	1月19日 障がい者向け防災パンフレット 「わたしの防災ハンドブック」完成報告会 今年度のまとめと次年度の提案事項の検討・決定

基本、毎月第3木曜日に開催

(1) 当事者の意見を取り入れた、障がい者向け防災パンフレットの作成
 令和6年度の部会で課題としてあがった、障がい者の不足している「自助力」向上を目的に、当事者と佐伯市防災危機管理課と協働で防災ハンドブックを作成した。部会で作成した原案を、当事者が確認し意見を反映。当事者の描いたイラスト・文字を採用し、防災危機管理課による校正、県の補助金を活用して完成。

ハンドブックには、避難先・助けを求める人・避難所での配慮・個人的に準備しておきたい物などが書き込み、個別避難計画にも繋がる内容となっている。当事者が支援者と一緒に、個別の事情に応じたオリジナルの「わたしの防災ハンドブック」を作成・見直すことで災害への備えと、防災意識の低下を防ぐ。
 当事者、地域生活・権利擁護部会員、行政一体となった防災ハンドブックの作成が注目を集め、各種メディアやネットでも取り上げられ、完成報告会にはイラストを作成した当事者・市長が登壇し、当事者の社会参画の推進にも繋がった。

当初600部が完成。市内通所事業所や桜ホール、図書館、社会福祉協議会等に配布済み。
 本年度以降は防災危機管理課と協働し増刷が可能となり、作成し終わ

ついでに、公共交通機関を維持するために、利用頻度の低い路線を減らさざるを得ない厳しい状況下、コミュニティバスの便数・路線を減らさざるを得ない厳しい状況下、具体的な解決策の検討には至っていないため、当事者の交通に関する課題の解消については、今後検討を行っていく。

(3) 親なきあとから見えてくる、障がい者の権利擁護の「虐待・権利擁護について」の研修会に参加し、虐待や身分自身の支援を振り返った。
 研修会で得た権利擁護に関する知識・理解を深めるために、場に関連した「親なきあと」の事例検討を行った。
 事例検討において、親なきあとの課題として、当事者を取り巻く環境がそれぞれ異なるので、防災ハンドブック同様書き込める意見が出ており、次年度のパンフレット等の作成に繋が

(4) ユニバーサルシート設置の要望書提出について
 当初の計画にはなかったが、複数の市民から要望があり、の設置について協議を実施。
 協議の結果、障がいを持つ方の行動範囲も広がり、余暇の充実が見込まれるとの意見が集まり、市長への公共施設への設置提出に向けて要望書（案）、根拠資料について協議を行な

【来年度更に内容を深めたい取組み】
 ○親なきあと問題で必要な備えを可視化できるパンフレットを作成し、親なきあと問題を親あるうちから意識できるように、課題を整理し、必要な備えを可視化できるパンフレット等を作成し、来年度推進予定の地域生活拠点の整備についても、親なきあとの課題が高い地域生活拠点の内容もパンフレット等に盛り込

○当事者の交通に関する課題の整理
 当事者の交通に関する困りの解消に繋がる具体的な対策の策定。来年度は交通に関する課題を整理し、明確にする。

令和7年度
 事業実績

協議会に提案
 する事項等

○ユニバーサルシート設置要望書の提出
 ユニバーサルシートを設置することで、障がいのある方が安心して生活を送れるように、市の公共施設等に設置してほしい旨、市長および政策企画課に対して要望書を提出す

大分県南部保健所・佐伯支援学校・市内障がい者施設事業所
 日中一時支援事業所・児童発達支援センター・児童クラブ
 保育所(こども園)・幼稚園・小学校・中学校・佐伯市教育委員会
 佐伯市こども福祉課 計15人

- 部会開催 (※1回/1~2か月程度の集まりになる予定)
- ・ 講演会の実施 (こどもの支援に関わる地域スタッフのスキルアップを目的として実践に活かせる内容)
- ・ 事例検討会 (事業所同士の連携強化をテーマに情報共有をしていく)
- ・ 必要に応じて小グループ (事業所部会など) で集まり協議を行う
- ・ 「協議の場」の事例検討 など

開催日	内容	
第1回	5月26日(月)	昨年度の活動内容の確認及び今年度の活動方針
第2回	6月24日(火)	「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」に関する情報共有及び検討
第3回	7月22日(火)	「サービスを必要とするこどもに行き渡る仕組みづくり」に関する事例検討(児童クラブへの移行)
第4回	9月30日(火)	「医ケア児」に関する情報共有及び事例検討
第5回	10月21日(火)	施設見学(発達障害専門学習塾marble)
第6回	11月27日(木)	講演会(コトバの相談室あう 代表 飛弾大星氏)
第7回	1月27日(火)	情報共有及び年間まとめ

○部会員が多職種の方々に構成されていることを踏まえ、広く学びに繋がる講師で講演会を開催した。

- ・ 演題「子どもたちのソーシャルスキルを育む視点～日常の中でできるSSTの実践」
- ・ 参加者68人(部会員、福祉サービス事業所、こども園、小学校、児童クラブ等)

○協議の場「医療的ケア児」

- ・ 事例検討
 (高1男児) I型糖尿病。保護者の養育力、疾病理解が不十分。
 - ・ 医療との連携、自己管理への支援が必要。
 - ・ 医ケア児コーディネーターに参加してもらい、医ケア児支援の実践について理解を深めることなどが課題。

令和7年度
事業実績

- ・ 事例検討
 (小1男児) 児発・保育所併用利用で大きな問題なく、入み利用するが、他児とのトラブルで退所となり、放デイ
 - ・ 放デイとの併用利用から徐々に児童クラブへ移行できる利用料がかかるため、費用負担が大きい。
 - ・ 児童クラブ移行後も統一した支援が受けられるよう関係機関との連携強化が大切。(児童クラブ職員が福祉サービス事業所に見学)
- ・ 事業所部会を開催
 - ・ 放デイ・児童クラブ併用利用により地域移行が見込まれているか調査が必要。
 - ・ 児童クラブが対応に不安を感じている場合は、併用利用が難しい可能性がある。
- ・ 講演会アンケートにて、インクルーシブな環境づくりに向けた対応への不安、相談先がわからないという記載が多く、関係機関での連携強化の必要性を感じた。

〈放デイから児童クラブへの移行に向けた課題〉

- ①児童クラブがもつ対応への不安
- ②関係機関での連携強化
- ③併用利用による保護者の費用負担

〈来年度に向けて〉

- ・ 児童クラブが対応を相談できる事業(施設支援等)を周知
- ・ 特定相談員を対象に、併用利用についてのニーズ調査を行った検討を続ける。

協議会に提案
する事項等

定 特定相談支援事業所、佐伯市介護支援専門員協会、佐伯市社会福祉協議会、南保健所、佐伯市福祉総合相談窓口等 計19人

- 1) 社会資源の不足・介護保険との連携・親なき後問題・住まいの確保に対する具体的な解決の協議
- 2) 事例検討(上記課題・「協議の場」に関連した検討含む)
- 3) 事例を通じた佐伯市のサービス提供体制の課題の整理
- 4) 相談支援の質の向上
- 5) 地域移行・地域定着支援の推進

開催日(予定)		内容
1回	5月28日	今年度の活動内容決定
2回	6月12日	市営住宅の保証人緩和の要望書提出にむけた協議
3回	7月15日	就労選択支援についての情報共有
4回	8月19日	定例会・協議会(7月)の報告 介護保険への移行、連携について①「地域で活用できる社会資源について」
5回	9月16日	介護保険への移行、連携について②「介護保険の移行、連携について」
6回	10月21日	講演 「相談してよかったお思える相談支援について」 (講師：NPO法人おいた子ども支援ネット) ※福祉保健企画課主催
7回	11月18日	事例検討①「複合的な問題を抱えるケースについて」
8回	12月16日	事例検討②「複合的な問題を抱えるケースについて」
9回	1月20日	今年度のまとめと来年度に向けて

令和7年度の活動について

介護保険への移行やケアマネとの連携についての情報共有と地域で活用できる社会資源の整理
 地域活動支援センターとの意見交換、介護支援専門員協会の会長より、介護保険制度の説明を行ってもらい意見交換を実施。
 介護保険に移行する場合、費用負担が増え、使えるサービス内容が変わる等、課題が見えが、限られたサービスを循環できるよう、来年度も引き続き取り組み、よりケアマネとの連携をっていく。

令和7年度
事業実績

- ・佐伯市内に、就労選択支援、就労移行支援事業所がない。支援が受けられない人が多く、ダイレクトBの方が困る。B型を利用して合わなかったということがあり、就労移行支援事業所があるとアセスメントができる。
- ・上記内容から、就労選択支援や就労移行支援の機関の必要性が感じられている。
- ・**困難ケース等の対応の共有による相談支援の質の向上**
- ・事例検討を2回実施し、質の向上を図っている。来年度も引き続き実施していく。
- ・**複合的な課題を抱えたケース等の事例検討からみえる地域課題**
- ・家族全体に支援が必要と思われるケースについて2例検討を実施。
- ・**<見えてきた課題>**
- ・ひきこもり。経済問題。支援してくれる人が周りにいない。通所サービスに利用できない。限界があり旧郡部の対象者は利用できない。ショートステイの選択肢も少ない。親なき後を見据えて体験利用できる場所がない。
- ・上記内容から、地域生活拠点等(相談、緊急時の受け入れ・対応的人材の確保・養成等)を整えていく必要性がみえてきた。
- ②今後の活動について
- ・就労に関わる社会資源(就労選択支援事業所、就労移行支援事業所)の確保する方法を検討していく。

協議会に提案
する事項等

- ・障がいのある方やその家族が安心して地域生活が送れるよう、地域生活支援センターの受け入れ・対応、グループホームや一人暮らし体験の機会・場を創出したい。
- ・就労に関わる社会資源(就労選択支援事業所、就労移行支援事業所)の確保していただけるよう、自立支援協議会で一緒に検討を重ねて欲しい。

3 地域生活支援拠点等が担うべき機能

地域生活支援拠点等については、障害者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、入所施設や病院からの地域移行、親元からの一人暮らし等への移行を進めるため、重度障害にも対応することができる専門性を有し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）や地域生活障害者等が希望する地域移行に向けた支援についての機能を担うものである。

具体的には、法第77条第3項各号に掲げる事業を適切に実施するため、以下の（1）から（4）までの機能について、地域の実情において、複数の拠点関係機関が分担して担うこととなる（共同生活援助事業所や障害者支援施設等に付加する「多機能拠点」を整備することも可能）。

（1）相談

平時から緊急事態における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能

（2）緊急時の受け入れ・対応

短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

（3）体験の機会・場

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能（地域生活障害者等について、平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。）

（4）専門的人材の確保・養成等

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成その他地域の実情に応じて、創意工夫により付加する機能

地域生活支援拠点等の趣旨・期待される役割等（イメージ）

背景・趣旨

重度化・高齢化への対応や、親亡き後も見据えるとともに、障害者等の入所施設や病院からの地域移行を進めるため、地域の生活で生じる障害者等やその家族の緊急事態に対応を図り、安心して生活することができる地域体制の構築

期待される役割

地域生活における
安心の確保

地域生活への
移行・継続の支援

※拠点等には、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる機能の整備が期待される

備えるべき機能

①相談（緊急時の相談・事前の支援対象者（※）の把握）

②緊急時の受け入れ・対応

※特に、重度障害、医療的ケア等が必要なため、受入が難しく支援が必要な者

③体験の機会・場の確保

※親元からの自立、施設・病院からの地域移行ニーズの把握・利用へつなげる

④専門的人材の確保・養成

※グループホームや短期入所等における重度障害・医療的ケア等に対応できる人材

⑤地域の体制づくり

佐伯公共職業安定所、佐伯支援学校、市内障がい者施設事業所、
 おいた地域若者サポートステーション県南常設サテライト、
 大分県立佐伯高等技術専門学校、障がい者就業・生活支援センターじゃんぷ、
 ジョブカフェおいた佐伯サテライト、佐伯市社会福祉協議会、
 佐伯商工会議所、佐伯市商工振興課、総務課 計22名

3つの柱に沿って就労支援活動を実施

1)障がい者の一般就労に関する課題解決の検討・実施

A型、B型利用者へ一般就労に関するアンケートの実施、アンケート結果

2)企業との交流

企業見学会

障害者就職面接会

地域連絡会議（2月開催予定）

3)チーム支援の実施

部会を「協議の場」とした事例検討会

開催回	開催月日	内容
1	5月27日	今年度の活動内容の協議
2	6月17日	一般就労に関するアンケートの内容の検討
3	7月22日	・企業向け福祉事業所見学会の来年度以降の実施についての検討 ・事例検討「B型から一般就労に至ったが、定着できずB型に戻ったケース」
4	8月19日	一般就労に関するアンケートの結果を受け、当事者に向けて何を実施するかの検討(7月中に当事者に向けてアンケートを実施)
5	9月16日	アンケート結果より当事者に向けて「自己理解を深める」かつ「コミュニケーション能力を高める」活動することに決定、内容や手法を検討
6	10月21日	8月、9月で検討した自己理解を深めるワークシートを実施、その内容の確認と就労に関する意見交換を実施(当事者7名が参加)
7	11月18日	7月に実施したアンケートの結果や10月に実施した活動をふまえて市内企業に対してどのように障がい者雇用を今後啓発していくかを検討
	11月28日	障がい者就職面接会(佐伯、津久見、臼杵合同で開催) 12企業(佐伯市5企業)が参加、参加者は43名
8	12月16日	企業見学会の実施(見学先:大分県なおみ園) 当事者も6名参加
9	1月20日	今年度の活動のまとめ
10	2月24日	地域連絡会議

令和7年度の活動について

令和6年度に決めた今後の方針「市内の企業に積極的な障がい者雇用を啓発する」に対して、企業向けにパンフレットを作成し4カ所(1カ所は配布できなかった)に置いてもらったが、手に取ってもらったのは2枚だけであった。

このような結果から、今年度は別の方法で企業に啓発ができないか検討し、来年度は、SNS等を活用していく予定。

企業に障がい者雇用を啓発するためには、福祉的就労について知ってもらう

令和7年度
事業実績

回答者212名のうち94名が現在もしくは将来的に一般就労を目指すことがわかった。
 一般就労を目指すにあたってハードルと感じているものとして多かったのが、「人間関係」についてであった。
 目指している職種は、「決めてない」「接客業」が多かった。

アンケートの結果を受けて一般就労を目指す当事者7名(希望者)にアンケートをもらい意見交換も行った。企業と接する機会や意見交換も参加したいという意見や一般就労に関して、人間関係や面接が苦手になっているということを確認できた。
 また、企業見学会にも当事者6名(希望者)に参加してもらった。

アンケート結果から、ハードルと感じているものと同じく、経験も少ないことが考えられる。
 また、事例検討の結果からも、佐伯市内では、就労移行支援事業所や様々な職場での就労経験をする機会がないという課題があることから、実際に職場体験する機会の必要性を感じる。

②今後の活動について

- ・職業経験のため、佐伯市役所内で当事者を対象とした職業体験をしてもらい、その様子を市報等で発信してもらいたい
 ⇒市担当課等との協議をするために日程や支援体制について協議的に決めていく。

- ・企業の啓発方法として上述のとおり、SNS等を活用して企業に作業内容を知ってもらうための発信を行っていく。
 ⇒内容や方法について、今後協議していく。

協議会に提案
する事項等

参考：佐伯市の就労に関する社会資源

就労継続支援

A型（雇成型）

実績は、佐伯市障がい福祉計画から抜粋
各年度の1か月あたりの平均
市外の事業所利用者含む

一般企業等で働くことが困難な方に、雇用契約に基づき働く場を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

施設名	住所	電話番号	事業者
げんきファーム	大字木立 2003 番地 7	29-5501	(社福) 青山 2 1

人	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
見込み	35	35	36	37	30	30
実績	35	34	29	29	28	

(参考：市内 1 事業所 定員 20 人)

B 型（非雇成型）

一般企業等で働くことが困難な方に、就労する機会を提供するとともに、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約なし)

施設名	住所	電話番号	事業者
のびのびランド	大字木立字須留木 6623 番地	39-7200	(社福) あしたば
さつき園小島	大字長良 4917 番地	29-5250	(社福) 県南福祉会
さつき園中江	中江町 4 番 35 号	24-0851	(社福) 県南福祉会
エバーグリーン	大字池田 1156 番地	28-6252	(社福) 希望の森
サニーハウス	大字木立 2160 番地 8	28-3003	(社福) 青山 2 1
ジョイントリー	大字狩生 3171 番地 5	30-1177	NPO 法人 ちちんぷいぷいあけぼの
らいふさぽーと 番匠の里	弥生大字井崎 2579 番地 3	46-2622	(社福) 翔南会
太陽農園	中の島 2 丁目 21 番 14 号	24-1603	(社福) 希望の森
ワークプレイス なごみ	大字堅田 3909 番地 1	28-7333	(社福) 大分県社会福祉事業団
ネクストライフ	長島町 1 丁目 8 番 20 号	48-9078	NPO 法人 清望会
めだかハウス佐伯	大字池田 2064 トキハイナドストリー佐伯 1F	28-5900	めだかファミリー グループ

人	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度	7 年度
見込み	270	279	283	287	300	300
実績	270	280	298	296	301	

(参考：市内 11 事業所 定員 219 人)

就労選択支援

働くことを希望する障害のある方が、自身の強み、特性、職業能力、適性を理解した上で、一般就労や就労系障害福祉サービス（移行支援、A型、B型）の中から自分に合った最適な働き方を選択できるようサポートするサービスです。（令和7年10月新設）

佐伯市内に事業所なし

就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

佐伯市内に事業所なし

人	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
見込み	17	11	12	13	4	5
実績	8	9	4	4	3	

就労定着支援 ●3年間（3年以上の継続利用は不可）

一般就労に移行した障がいのある方が長く就労できるよう、医療機関や福祉機関との連携を図り、働きやすい環境作りのサポートを行います。

施設名	住所	電話番号	事業者
さつき園小島	大字長良 4917 番地	29-5250	（社福）県南福社会

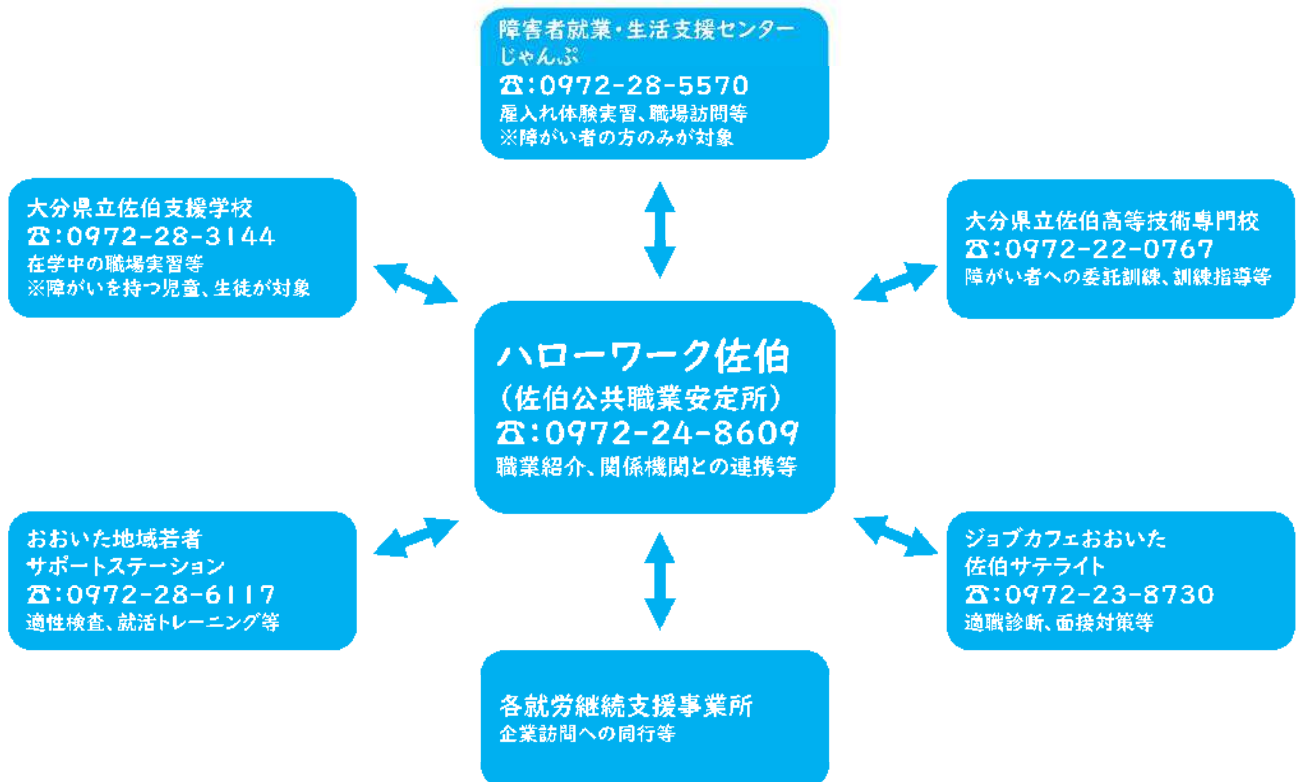
人	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
見込み	10	5	6	8	10	12
実績	10	10	8	7	6	

障がい者雇用を検討している事業主の皆様へ



各機関の連携体制と連絡先はウラ面へ

まずはハローワークへご相談を! 各関係機関が連携して支援します。



佐建住第 335 号
令和7年9月24日

佐伯市地域自立支援協議会 会長 柴田 徹也 様
サービス等利用計画部会 部会長 嶋田 裕彦 様

佐伯市長 富 高 国



市営住宅の連帯保証人に関する条件の緩和について（回答）

令和7年8月25日付けで佐伯市地域自立支援協議会から要望のあった上記のことについては、別紙のとおり回答します。

記

- 1 要望要旨 「市営住宅の連帯保証人に関する条件の緩和について」
- 2 要望団体 佐伯市地域自立支援協議会
サービス等利用計画部会
- 3 回答内容 別紙のとおり



建設部建築住宅課住宅係
担当 川野
電話：0972-22-3550

佐伯市地域自立支援協議会の要望書に対する回答について

1 要望要旨

「市営住宅の連帯保証人に関する条件の緩和について」

2 要望書に対する回答

日頃から本市の住宅行政に御理解と御協力をいただき誠にありがとうございます。

現在、佐伯市市営住宅の連帯保証人については、佐伯市市営住宅条例第 11 条の住宅入居の手続きにおいて、入居決定者には連帯保証人の連署する請書の提出をお願いしています。

国土交通省からの通知では、「保証人に関する規定を削除するもの」等が示され、今後の公営住宅への入居に際しての取扱いについての留意点など、技術的な助言が周知されました。本市でも条文削除による課題等を検討しているところですが、家賃滞納の増加、入居者の家賃支払い意識が低くなるモラルハザード（遵法意識の低下）、残置物の処分及び急病や隣人トラブルなどにおける緊急時対応ができなくなるなど、保証人を通じた働きかけができなくなることが懸念されると考えています。

要望書にある保証会社については、毎年の保証料負担や滞納者への対応などの懸念もあり、本市としましても国土交通省通知にあるように「保証人に関する規定を削除するもの」となっていることから、条文削除を前提に大分県等と足並みを揃えて検討していく予定です。

また、「保証人の確保が困難であることを理由に入居できないといった事態」などの場合には、住宅困窮者の居住の安定の観点から、佐伯市市営住宅条例第 11 条第 3 項の規定による保証人の免除の取扱いもできますので、御相談ください。

今後は、大分県と連携を図り「保証人に関する規定の削除」を検討するとともに、地域の実情を総合的に勘案し、入居者の事情に配慮した対応を行っていきたいと考えています。

「佐伯市協議の場」から見える

佐伯市の地域課題とその後の取組

協議の場とは…
精神障がいがあっても
◆本人がその人らしく生活
できる地域づくり
◆本人に必要な支援等が、必要な時
に受けられる体制づくり
を協議する場

R5年度～専門部会にて、事例検討（19例）に重点的に取組み

見えてきた3障がい共通の地域課題・優先課題→ 3障がいの人数（重複あり）

身体手帳…4,242人

療育手帳… 900人

精神手帳… 585人

自立支援医療…1,031人（市内47%・市外53%）

そのうち訪問看護指示あり 160人

① 就労に関する社会資源の不足、

特に若い世代が地元に着定できない

② 社会資源の選択肢が少ない

退院して地元に戻るとしても、住まいが確保できない

③ 障がい福祉サービス利用者の高齢化

介護保険サービスとの棲み分け・移行が難しい

④ 親なき後問題・身元引受人がいらない等、困難事例の増加

これらの課題解決のため、4部会共通テーマとして

協議を継続中（3年目）

<p>令和5年度「協議の場」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事例検討（19例） ・地域課題の抽出 ・優先順位の検討 	<p>令和6年度「協議の場」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を深める事例検討（8例） ・課題を解決するために必要な体制整備を協議 	<p>令和7年度の取組と8年度に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題を解決するための具体的な方法を絞込
<p>①就労に関する社会資源の不足 特に若い世代が地元に着 できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労先（障がい者雇用枠）が少ない。 ・一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練を行う「就労移行支援事業所」が佐伯市内にない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の企業に、積極的な障がい者雇用を啓発する、お願する。 →就労継続支援サービスの利用者に、一般就労に対するニーズ調査を実施した。 その結果、回答者212人中94人（44%）将来的に一般就労を希望。 就労先や就労体験ができる場の確保が必要。 ・就労継続支援B型については、R7年度中開設1事業所、R8年度4月に向けて事業申請1か所、定員拡大1か所あり、選択肢が増加。 B型→A型→一般就労へのステップアップの流れ、就労選択支援事業所や就労移行支援事業所の支援がなお必要となる。 →就労選択支援事業所や就労移行支援事業所を佐伯市に確保する方法を検討。

令和5年度「協議の場」	令和6年度「協議の場」	令和7年度の取組と8年度に向けて
<ul style="list-style-type: none"> 事例検討（19例） 地域課題の抽出 優先順位の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題を深める事例検討（8例） 課題を解決するために必要な体制整備を協議 	<ul style="list-style-type: none"> 課題を解決するための具体的な方法を絞込
<p>② 社会資源の選択肢が少ない 退院して地元に戻るとしても、 住まいが確保できない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に、支援学校を卒業する18歳時の選択で、佐伯市内に空きがなく、市外の通所・施設支援を選ばざるを得ない。 介護職員を確保できず、人員が足りない。 市営住宅は、本人と同等もしくは本人の収入を上回る保証人が必要。民間は保証会社でOKのところが増えている。 障がい者の一人暮らしを応援して欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 市営住宅の保証人の条件等の緩和を住宅担当課に要望し、障がい者の一人暮らしの支援を求め。 <ul style="list-style-type: none"> →8月に市長に要望書を提出 国土交通省からの通知「保証人に関する規定を削除するもの」を前提に、大分県と連携を図り検討していくという回答 →1月 県の自立支援協議会担当へ、県営、市営を問わず要配慮者の住まい確保に関する支援を全県的に進めてほしいと要望した。
<p>③ 障がい福祉サービス利用者の 高齢化 介護保険サービスとの棲み分け・移行が難しい</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「65歳以上の介護保険優先の考え方は、利用できるサービスの量は減り、利用料は上がるという制度間のデメリットが大きく、勧めることが難しい。 介護保険への移行は、本人の意向を確認しながら、移行するべきタイミングを事業所や支援者間で共通理解する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がいサービスから介護保険への移行期の通所先の1つとして、地域生活支援事業（地域活動支援センター）で整備。 <ul style="list-style-type: none"> →当事者や支援者のニーズを、地域活動支援センターの事業内容に盛り込んでいく協議中。 また地域生活拠点事業（特に緊急時の対応、体験の機会・場）が実動するように整える必要がある。
<p>④ 親なき後問題・身元引受人がない等、困難事例の増加</p>	<ul style="list-style-type: none"> 親なき後を考える必要があるケースは、複雑で難しいことが多い。早め早めに考え始める。 	<ul style="list-style-type: none"> 親なき前、その時、親なき後まで、どのような準備や検討が必要になるか、わかりやすいフロー図を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> →R8年度に取り組む。

<p>6.療育手帳A1、身体 級。15～20歳までは施 たが、他者への頻回な きつけを心配した家族 取った。退所後は生活 所を定期的に利用して ナ禍以降ほとんど利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所までの距離が遠く、送迎もないことが通所しない理由の一つとなっている。 ・長女と長男の日中の支援（生活の場の確保）が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護の利用を妨げている問題を解消し、定期的な利用ができるよう整える。 ・今のうちから入所に向けた手続きや実際に利用をして、いざと言う時に備える必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所サービス（継続支援B型）対応エリアに限界者は利用できない。 ・短期入所の事
<p>こもり。はっきりし ていないが、令和5年 便や転倒による打撲 なり、排泄や清拭等の な状態。血圧も高い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長男の正式な病名をはっきりさせないと先に進まない。 ・母が倒れた時に長男はSOSを出せるのか。長女はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長男は血圧が高いところから、診断をつけてもらい、何らかのサービス利用につなげる。 ・長男が支援を受け入れやすくなるよう、訪問看護の利用で男性職員に入ってもらい、長男と仲良くなってもらうことで、家族以外とのつながりをつくる。 	
<p>すべての介護を担う。 女の手は自分が見る 将来を考え通所させた の時々で考えが変わる サービス利用がない状 る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今は母が二人の介護をしているが、できなくなる時が来る。その時に施設入所を考えるのでは遅い。 ・母の思いがわからない。支援者側が感じている課題と母の考えやニーズにずれがあるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問診療に同伴し、母と医師がどんな話をしているのかを聞いて、長女や長男に対する理解や支援の参考にする。 	
<p>【 決定、長女と長男の介 て担っている。父は死 女はそれぞれ市内で家 り、交流はほとんどな</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現状のキーパーソンは母だが、母以外に長女や長男のことを一緒に考えられる人が必要。 		

<p>3.療育手帳B1。事業 ながらではあるが、10 労利用。B型の作業が R7年11月から生活介</p>			
<p>できそうなレベルの知 るが、受診歴なく手帳 ない。H16~17年頃な したこともあったが、 し現在に至っている。 引きこもり。最近にな 買い物に外出するよう</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・次女は中学卒業後から引きこもりで社会性も乏しい。 ・母に何かがあった時、長女はサービス利用という選択肢があるが、医療や障害サービスにつながらない次女への援助をどうするか。一人で生活はできず、支援が必要。 ・次女に介入した時期もあったが、母の拒否があり受診やサービス利用にはつながらなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・母が健在なうちにまずは病院受診し、障害年金受給のメリットを母に伝え、障害年金の手続きやサービスの利用につなげていく。 ・引きこもっていた次女が買い物に楽しさを感じている。サービス利用の中でお金の使い方も勉強できると良い。 ・長女の生活介護の様子（楽しそうな場面）を次女に見学してもらい、興味を持ってもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・親が入院した なる前に、親な 制やサービス利 ・市内には知的 れる病院がなく 間もかかる等 分。
<p>自宅前で転倒している され救急搬送。現在入 院を受け、退院後は施 そう。</p> <p>リング会議に参加する なる回答をする等知的 。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・父は入院中。母は今のところは健在だが、高齢でいつ何があるかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・父は退院後施設入所予定。父が入所したら、母と長女、次女の住まいや今後の生活の話を進める。 	
<p>散乱し、脱衣所の床は る。浴室やトイレも使</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・家の中が生活できる状態でない。 ・現在の家の状態に対する家族の認識。床が抜け落ちてそのまま。 	<ul style="list-style-type: none"> ・住まいを移し住環境を整える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもりや 問題等複合的な えている。
<p>ン】 パーソンとなる人がい 住む母の妹（70代）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・キーパーソンとなれる人がいない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・昔は近所に親 得られていたか

<p>後はバイト先を転々と が他界したことで不安 服薬し入院。仕事は退 後、訪看利用と生活保 がらB型へ2年ほど通 なかぼつを經由して初 用を行う一般就労に繋 程で仕事に行けなくな 月後に退職。 も作業スピードが遅 く、本人も自覚してい きず、他の社員が、自 いて話しているのを聞 ことが退職理由だっ 態が悪化し、再入院。 し、B型通所へと戻っ</p>	<p>こと。 ・相談機関との信頼関係が築けていなかったこと。 ●支援機関側の課題 ・定着支援が不十分だったこと。 ・企業への定期的な訪問や本人への状況確認が不足していたこと。 ・初めて障がい者雇用をする企業に対して支援が不十分だったこと。 ・本人との信頼関係が築けていなかったこと。 ・支援機関同士の情報共有や連携が不足していたこと。 ●企業側の課題 ・本人の相談相手となる担当者を配置してなかったこと。 ・本人に任せる作業内容に配慮が足りてなかったこと ●全体 ・実習やトライアル雇用が不十分だった。</p>	<p>き。 ・定着支援の頻度を増やすべき。 ・就労先の企業との連携をもっと密にすべき。 ●企業（初めての障がい者雇用）側の支援 ・相談相手、お世話役となる担当者をつけるべき。 ・業務内容や休憩時間などの配慮をすべき。 ・職場全体で配慮ができる体制作りをすべき。</p>	<p>アップの流れが ・A型は1ヵ所 い。 ・様々な職場経 単に実際の職場 要。</p>
<p>・療育) トラム、療育手帳 GH入所 、3人の子供の金銭管 る。 スペクトラム、療育手 所 調症、精神保健福祉手 所 々のGHに入所してお 齢の両親が管理してい</p>	<p>・両親がいなくなった時の金銭管理 ・3人の子供が障がいを持っているため、相 続が難しい ・両親がいなくなった時の子供たちの身元保 証人がいない ・高齢の両親が施設入所となる場合、身元保 証人がいない</p>	<p>・社協のあんしんサポートの利用 ・成年後見制度の利用 ・両親についても成年後見制度の必要性が出てくるかもしれない ・子供たちの、それぞれの相談員同士の連携 （役割を確認） ・両親にケアマネがついた際、子供たちの相談員との連携も必要に なってくる</p>	<p>・親なきあとの いない →現状、同じよ きている。両親 か、誰に相談す い。 ・身元保証人が なる施設等が少 →家族が身元保 サービスを利用</p>

<p>就学と同時に児童クラブへ入会し、早い時期から事業所で打合せを実施。入会してすぐに友人との交流を続け、5月末に児童クラブへ入会し、その後等デイサービスを利用し、現在は落ち着いて過ごしている。</p>	<p>・福祉サービスの中では落ち着いて過ごすことができていたので、児童クラブへの移行も可能だと判断した。</p> <p>・学校、児童クラブ、福祉事業所の連携</p> <p>・クラブの職員は、発達障害についてどれくらい知識があったのか。</p> <p>・児が飛び出しても職員が気付かず、他児が追いかけることもあった。</p>	<p>・徐々に児童クラブの利用回数を増やせたらよかったのではないか。</p> <p>・学校、児童クラブ、福祉サービスで統一した支援ができていたか</p> <p>・問題が起きる前に起きない為の対策ができていたか</p> <p>・もう一度クラブに入るのであれば、情報の共有や支援内容の統一が必要。福祉事業所にスタッフが来に見に来る、対応を学ぶ等。</p> <p>・児童クラブと福祉事業所の環境の違いを把握する必要がある。</p> <p>・他児が児の特性を理解できていたか</p>	<p>→併用利用の場がないか。</p> <p>・福祉事業所と児童クラブの連携が分らないか。</p> <p>・児童クラブへ入会し、受け入れ体制を整える</p> <p>・地域の学校へ、障がい児への配慮</p>
<p>男児、ADHD、I型。現在は市外入所施設で生活。希望により、令和7年度、市内の自宅へ戻り、生活。市内に転校。7月から等デイサービスの利用開始。自己注射できている。時々の自覚症状がないため、声掛けや観察が必要。</p>	<p>【家庭・生活】</p> <p>・父の養育力や病気への理解が不十分</p> <p>・父と連絡がつきにくい。</p> <p>・食事は外食が多い。</p> <p>【健康・医療】</p> <p>・低血糖時、外見からは分かりにくく、自覚症状がない。</p> <p>・持続血糖モニターで測定したデータは、どこで誰が管理しているのか？</p> <p>・訪問看護の終了</p>	<p>【家庭・生活】</p> <p>・モニタリング会議の回数を検討する。</p> <p>・学校の家庭訪問を利用して生活の様子を把握する。</p> <p>・家庭の事情や父の気持ちの面のサポートが必要。キーになる人が父のサポートを行う。</p> <p>・協力者を増やす。関わられる人全員を巻き込んでいく。</p> <p>・本人の将来のことを考え、自分でできるようにしていかないといけないが、知的とADHDがあるので管理への支援が必要。</p> <p>・小4までの繋がりをつとめる。</p> <p>【健康・医療】</p> <p>・訪問看護は利用が途切れないようにしておかないと把握が難しい。</p> <p>・血糖値のデータの管理、医療との橋渡し</p> <p>・栄養指導、食事管理が必要なのではないか。</p>	

ユニバーサルシート設置に関する要望書(案)

令和8年 月 日

佐伯市長 富高 国子 様

佐伯市地域自立支援協議会
会長 柴田 徹也
地域生活・権利擁護部会
部会長 山内 健児

【内容】

- ・障がい者、高齢者、子どもなど幅広い方が利用できるユニバーサルシートの整備促進
- ・民間に先駆けて公共施設（市役所本庁舎、さいき城山桜ホール、道の駅等）での設置

【経緯】

市役所の窓口にて、重度障がいのある成人のお子様と在宅で暮らしている親御様より「さいき城山桜ホールでのイベントに参加した際、ユニバーサルシートが設置されておらず、おむつ交換場所の確保に苦勞した。ユニバーサルシートを設置している自治体も多い中、新しい公共施設である桜ホールに設置されておらず、悲しく、寂しく感じた。」という切実な声を受け、ユニバーサルシート設置要望の検討を開始しました。

地域生活・権利擁護部会での協議の結果、以下の理由から要望書の提出が可決されました。

「実際にユニバーサルシートがなくて困っているケースがある」

「おむつ交換がネックでイベントに参加しづらい方が、参加しやすくなる」

「障がいに限らず、高齢者・子どもなど幅広い方が外出しやすくなる」

また、おむつを利用しているご年配の方と市役所に訪れていたご家族の方より、おむつを交換できる場所がないか問い合わせがあったことも申し添えさせていただきます。

【理由】

別紙に記載のとおり、佐伯市にはおむつを利用されている方が多く、障がいのある方、高齢者、子どもなど幅広い方が安心・快適におむつ交換可能なユニバーサルシートの設置は、インクルーシブなまちづくりにおいて不可欠なインフラであり、県内他市町村でも整備が進んでおり、国東市は本庁舎全ての階層にユニバーサルシートを増設しております。

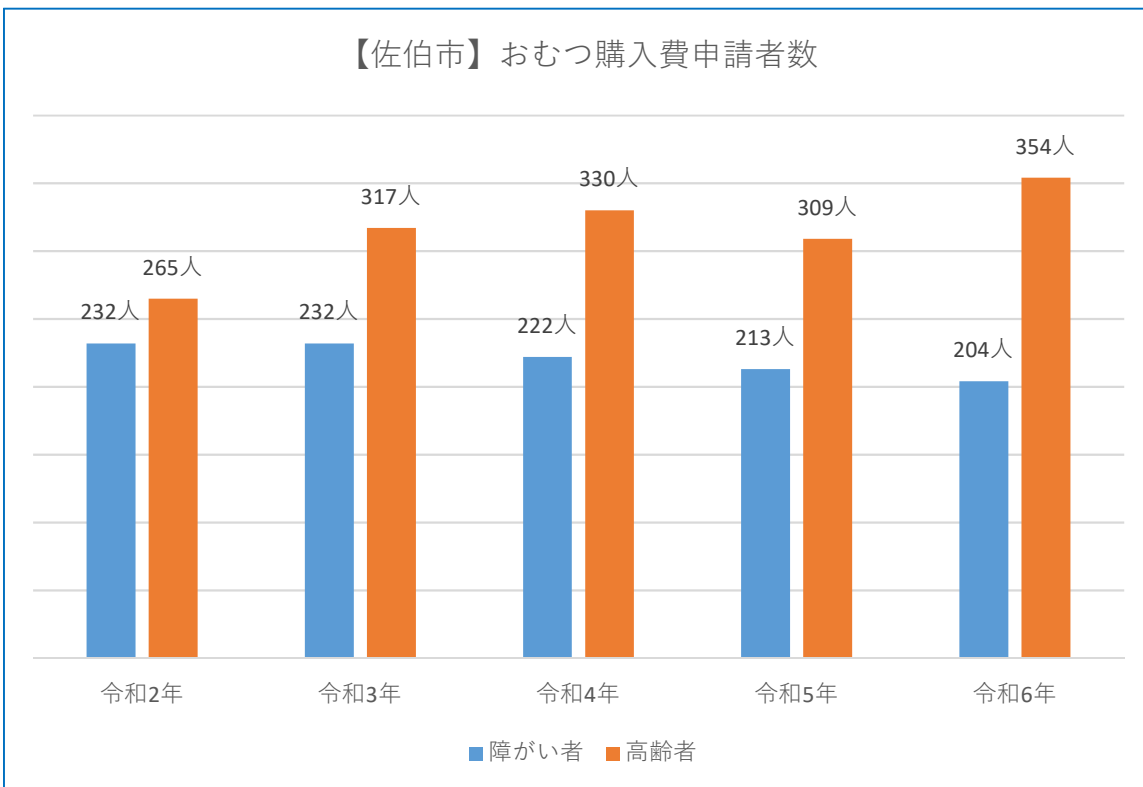
また、佐伯市障がい者計画(第4次)の基本理念である『障がいのある人々が自立した生活を送るとともに、ノーマライゼーションの理念を更に浸透させ、共生社会の実現を目指す』並びに、佐伯市の政策の柱の1つである『教育と福祉の充実』にも合致しております。

ユニバーサルシートの整備は『誰もが住みやすいまちづくり』の実現に繋がりますので、前向きにご検討いただけますよう、切にお願い申し上げます。

●佐伯市のおむつ購入費申請者数

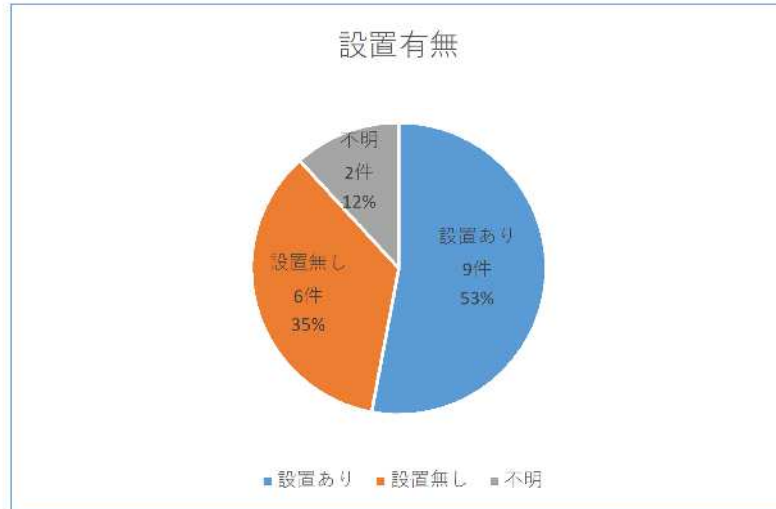
※障がい者は、脳性麻痺など先天性の方に限り申請者が30名程度と少ないため、申請者と同程度の障がい等級（下肢1・2級、体幹1・2級）の方で算出

年度	障がい者	高齢者
令和2年	232人	265人
令和3年	232人	317人
令和4年	222人	330人
令和5年	213人	309人
令和6年	204人	354人



●県内他市町村におけるユニバーサルシート設置状況

管内公共施設での設置有無	件数	割合
設置あり	9件	53%
設置無し	6件	35%
不明	2件	12%
合計	17件	100%



市町村別 ユニバーサルシート設置施設、設置数一覧

市町村	設置施設	設置数	設置・増設/年（西暦）
大分市	ホルトホール大分	3	新設時設置/2013年
	大分市役所本庁舎	1	別館新設時設置/2024年
	たのうらら	1	新設時設置/2024年
	こころとからだの相談支援センター	1	別館新設時設置/2010年
国東市	国東市役所 本庁	4（各階1つ）	移転新設時設置/2016年
中津市	中津市役所	1	トイレの改修に伴い増設/2021年
	中津市教育福祉センター	1	新設時設置（事前に福祉関係者にアンケートを実施）/2006年
九重町	九重”夢”大吊橋	2	新設時設置/2006年
竹田市	グランツたけた	1	新設時設置/2018年
日出町	日出町中央体育館	1	耐震改修工事に伴い増設/2015年
日田市	日田市民文化会館	1	新設時設置（建設時の協議会に福祉関係者が在籍）/2007年
別府市	別府市中央会館	1	施設の改修に伴い増設/2016年
豊後高田市	香々地青少年の家	1	大きめのベンチをユニバーサルシートとして設置/設置年度不明
由布市	なし	0	
姫島村	なし	0	
津久見市	なし	0	
玖珠町	なし	0	
杵築市	なし	0	
宇佐市	なし	0	
豊後大野市	不明	不明	
臼杵市	不明	不明	

・ユニバーサルシート

ユニバーサルシートはバリアフリートイレに設置され、高齢者や障害のあるかたのおむつ交換で使用されます。ベルトは大人が使っても窮屈でないサイズ感のため、お子さまの小さな体をホールドすることが難しいです。おむつ交換台の対象であるお子さまは事故防止のためおむつ交換台の使用を推奨します。



21年改正建築設計標準では「大型ベッド(ユニバーサルシート)」は施設規模により推奨される設備という扱いになりますが、必要としている方がたくさんいます。ぜひ積極的に設計に取り入れていただくと嬉しいです。

ニーズに対応した便所・便房と設備の組み合わせ(●標準、○推奨(ニーズや規模に応じて整備))

区分	(床面積)	車椅子使用者用便房		オストメイト 対応	乳幼児対応	男女共用
		十分な空間の確保	大型ベッド付き			
不特定多数の者が利用し、 又は主として高齢者、障害 者等が利用する建築物 ^{※1}	2,000㎡ 以上	● 径180cmの内接円、かつ便房の 内法200cm以上×200cm以上	●	●	●	●
	2,000㎡ 未満	● 径150cmの内接円、かつ便房の 内法200cm以上×200cm以上	○	●	○	○
	500㎡ 未満	● ^{※2} 径150cmの内接円、かつ便房の 内法200cm以上×200cm以上	○	● ^{※2}	○	○
50㎡以上の公衆便所		●	○	●	○	○
上記以外の建築物		○ ^{※2}	○	○ ^{※2}	○	○

※1 視覚・知的・発達障害者や高齢者等への異性による介助・同伴利用等に配慮し、男女共用の便所・便房を設けることが望ましい。また、男女共用トイレが整備されることにより、性的マイノリティの方も利用できる。

※2 面積や構造等の制約により、車椅子使用者用便房を設けることができない場合には、「簡易型機能を備えた便房」を設けることも可とする。

※3 バリアフリー法第17条に基づく認定建築物も含まれるものとする。

ユニバーサルという名前の通り、ユニバーサルシートの普及が進むことで、障害のあるなしにかかわらずすべての人がトイレの場所を心配することなく気軽に外出できる世の中になるよう願っています。

※コンビウイズ株式会社ホームページより抜粋

佐伯市が障害者向け防災ハンドブック作成 当事者の声反映、それぞれの事情に応じ書き込み

1/25(日) 10:50 配信



大分合同新聞



佐伯市が作った障害者向けの防災ハンドブック

自助力向上などを目指し、大分県佐伯市は当事者の声を反映した障害者向けの「わたしの防災ハンドブック」を作った。災害に対する備え、発災時の避難行動など、必要な情報を事前に応じ書き込み、それぞれの事情に応じたハンドブックにしてもらう。

ハンドブックはA4判の見開き。避難場所や防災バッグに入れる必要品の確認、名前、連絡先、自身の特性、配慮してほしいことなど避難先で伝えたい情報を記すことができる。

昨年6月から市地域自立支援協議会の地域生活・権利擁護部会（山内健児部会長）と準備を進めてきた。用意した原案に市内の通所施設を利用する市民の声を反映。分かりやすく、実用性の高いものにした。

完成報告会が19日、市役所であった。当事者としての声を寄せ、イラスト提供などで協力した三宅政博さん（52）＝のびのびランド、染矢弘生さん（30）＝サニーハウス、千葉楓子さん（40）＝げんきファーム、野崎喜久美さん（61）＝ジョイントリー、益田優那さん（19）＝同＝らが出席。富高国子市長がハンドブックを贈り、「お守りのようになって、命を守ることに繋がれば。たくさん使ってください」と呼びかけた。

山内部会長は「自分がどうやって命を守るのか。あらためて考えるいい機会になるのでは」と期待。三宅さんは「絵が使われてうれしい。ハンドブックをうまく使いたい。防災バッグも準備したい」と話した。

ハンドブックは市内の通所施設や小中学校、佐伯支援学校に配布し、各地域コミュニティセンターなどにも置く。



当事者の声の反映、イラスト協力した（右から）染矢さん、千葉さん、三宅さん、益田さん、野崎さん＝佐伯市役所

親なきあと相談室

障がいがある方の



障がいがある方の

「親なきあと」って?

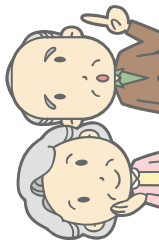


親が子どもを見られない状況となったときの漠然とした不安はないですか？

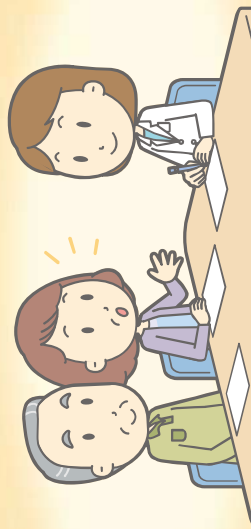
- 生活の場はどうなるのか？
- 日常生活で困ったときのフォローはどうなるのか？
- お金で困らないためには？ 等々

「親なきあと」とは障がいのある方が親がいなくなってきたあとに「一人で生きていく」ことであり、言い換えれば「一人で生きていく準備を親がある間にしておかなければならない」ということです。

- 「一人で生きる」ため
- 住む場所
- 身の回りと日々の生活
- お金の管理 等々



について、親があるうちに仕組み作りをしましょう。



「親なきあと相談室」がお手伝いたします。

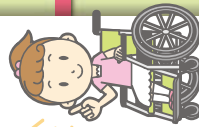
親なきあと相談室の流れ

1 受付

「親なきあと」に関する様々な制度、サービス等の相談窓口はバラバラであり、課題ごとに自力で窓口を探さなければなりません。
「親なきあと相談室」は一つの窓口で、いろいろな課題に対する対策を示します。

2 「親なきあと」の悩みや相談

悩みが漠然としており、何が課題なのか明確になっていない場合もあります。
「親なきあと」に関する法人内部研修を修了した専門スタッフが対応し、漠然とした悩みから課題を明確化します。



3 今できることのアドバイス

- 将来について家族で話し合ってみる。
- ライフスタイルカルテを作ってみる。
- 一人暮らしの練習を始める。
- 定期的にお金の入る仕組みを用意する。
そのお金を子どもたちの生活に使われる仕組みを用意する。

4 適切な支援策や専門家の紹介



「親なきあと」には、福祉サービスの利用だけでなく、相続や金銭管理などの法的な課題もあります。

住む場所

● 将来住む場所例

サービス名等	相談窓口
入所施設	市町村の福祉担当課
グループホーム	市町村の福祉担当課
特別養護老人ホーム	事業者等
有料老人ホーム	事業者等
サービス付き高齢者向け住宅	事業者等
兄弟姉妹や親族と生活	

身の回りと生活の支援

● 将来の身の回りと生活の支援例

支援者等	相談窓口
ヘルパー	市町村の福祉課等
ガイドヘルパー	市町村福祉
生活支援員(日常生活自立支援)	市町村福祉
民生委員	市町村の福祉担当課

お金の管理

● 将来のお金の管理例

制度等	相談窓口
成年後見制度	市町村福祉・専門家等
法定後見制度	市町村福祉・専門家等
任意後見制度	市町村福祉
日常生活自立支援事業	市町村福祉
福祉型信託制度	専門家
財産管理等委任契約	専門家

その他

● くらし

制度等	相談窓口
障害年金等	市町村の福祉担当課
障害者扶養共済制度	市町村、協会けんぽ等
生活福祉資金貸付制度等	各関係窓口

● 医療費の支援制度

制度等	相談窓口
障害者医療費助成制度	市町村の福祉担当課
高額療養費制度	市町村、協会けんぽ等
自立支援医療(精神通院医療)	市町村の福祉担当課
民間医療保険	保険会社等

● 相続・遺言

内容	相談窓口
遺言	専門家等
生前贈与	専門家等
財産分割	専門家等

新たに開設された障がい福祉関連事業所について

今年度、本市において障がい福祉関連事業所として新たに2事業所が開設され、来年度当初には1事業所が開設予定となっております。開設または開設予定となっている事業所については下記のとおりとなっておりますので、協議会の場をお借りしてご紹介します。

なお、詳細については各事業所へお問い合わせください。

【令和7年度開設事業所】

○ 蒲江やすらぎデイサービスセンター

開設年月日：令和7年8月1日

開設法人：社会福祉法人 正心会

所在地：佐伯市蒲江大字蒲江浦 3951 番地

事業内容：生活介護（共生型通所）サービス

○ めだかハウス佐伯

開設年月日：令和7年9月1日

開設法人：株式会社 めだかファミリーグループ

所在地：佐伯市池田 2064 トキハインダストリー佐伯 1F

事業内容：就労継続支援B型サービス

【令和8年度開設予定事業所】

○ R a s i c（らしく）

開設予定年月日：令和8年4月1日

開設法人：D L o p 株式会社

所在地：佐伯市弥生大字井崎 958 番地

事業内容：児童発達支援、放課後等デイサービス